

<p>青少年の就労に関する研究調査</p>	<p>◎若年無業者に関する調査（総務省統計局「就業構造基本調査」（平成14年，9年，4年）の特別集計） ◎就労に困難を抱えている青少年とその親に対する意識調査（「青少年の社会的自立に関する意識調査」の特別集計） ◎就労に困難を抱えた青少年に対する就労支援組織への調査 対象（回収数）： 就労支援組織23か所 事項： 組織，活動内容，支援の対象者となる人，支援が成功した事例 など</p>	<p>平成17年7月</p>
<p>青少年の社会的自立に関する意識調査</p>	<p>対象（回収数）： 15歳～29歳の青少年 4,091人 15歳～29歳の青少年の親 4,078人 事項： （青少年）家庭，学校，職業，生活，社会，人生観，自己意識 など （親）養育・親子関係，子どもの将来像，人生観 など</p>	<p>平成17年6月</p>

（出典）内閣府ホームページ「青少年に関する調査研究等」（<http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu.htm>）

法務省の法務総合研究所は、平成25（2013）年度までに、来日外国人の子どもや若者の非行や犯罪の実態と改善更生のための処遇の現状に関する「来日外国人少年の非行に関する研究（第1報告・第2報告）」を研究部報告として公表した<sup>222</sup>。

厚生労働省は、厚生労働科学研究費補助金により、子ども・若者やその保護者に関する調査研究を推進している。

## 2 調査データ等の共有・活用のための環境整備（内閣府，総務省）

総務省は、政府統計ポータルサイト「e-stat」<sup>223</sup>により各府省の統計関係情報を一元的に提供している。また、「統計法」（平19法53）に基づき、統計データの二次利用制度を適切に運用している。

### 第2節 広報啓発等

#### 1 広報啓発・情報提供等

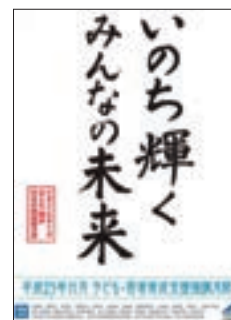
##### (1) 広報啓発活動（内閣府，各省庁）

###### ア 子ども・若者育成支援強調月間（内閣府）

内閣府は、子ども・若者育成支援に関する国民運動の一層の充実や定着を図ることを目的として、昭和53（1978）年から、毎年11月を「子ども・若者育成支援強調月間」<sup>224</sup>と定め、関係府省，地方公共団体，関係団体とともに，諸事業，諸活動を集中的に実施している（第2-5-2図）。平成25（2013）年度は、「いのち輝くみんなの未来」を新たなスローガンに掲げ，以下の5点を重要事項として取り組んだ。

- ・子ども・若者の社会的自立支援の促進
- ・生活習慣の見直しと家庭への支援

第2-5-2図 子ども・若者育成支援強調月間



（出典）内閣府資料

222 第1報告：[http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03\\_00063.html](http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00063.html)

第2報告：[http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03\\_00071.html](http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00071.html)

223 [www.e-stat.go.jp/](http://www.e-stat.go.jp/)

224 昭和53（1978）年度から平成21（2009）年度までは、「全国青少年健全育成強調月間」として実施してきたが，平成22（2010）年度からは「子ども・若者育成支援推進法」の施行を踏まえ，名称を「子ども・若者育成支援強調月間」と変更した。<http://www8.cao.go.jp/youth/ikusei/index.html>

- ・児童虐待の予防と対応
- ・子どもを犯罪や有害環境などから守るための取組の推進
- ・子どもの貧困対策の推進

月間中、関係府省や地方公共団体、関係団体において、各種行事や広報啓発活動が行われた。

#### イ 子どもと家族・若者応援団表彰、社会貢献青少年表彰等（内閣府）

内閣府は、子どもや若者を育成支援する活動などにおいて顕著な功績があった個人、団体、企業に対し「子どもと家族・若者応援団表彰」を、社会貢献活動において顕著な功績があった青少年（団体を含む。）に対し「社会貢献青少年表彰」を実施している<sup>225</sup>。また、子どもや若者を育成支援する優れた活動などを広く社会に紹介する「子ども若者育成・子育て支援活動事例紹介事業」を実施している。平成25（2013）年度には、

- ・「子どもと家族・若者応援団表彰」では、内閣総理大臣表彰として5団体を、内閣府特命担当大臣表彰（子ども・若者育成支援部門）として3名、12団体を、それぞれ表彰
- ・「社会貢献青少年表彰」では、内閣府特命担当大臣表彰として2名、11団体を表彰
- ・「子ども若者育成・子育て支援活動事例紹介事業」では、5名、15団体、1企業が実施した子ども・若者を育成支援する活動を紹介した。（第2-5-3図）

#### 第2-5-3図 子どもと家族・若者応援団表彰、社会貢献青少年表彰

(1) 子どもと家族・若者応援団表彰



(出典) 内閣府資料

(2) 社会貢献青少年表彰



#### ウ 青少年の非行・被害防止全国強調月間（内閣府、警察庁）

内閣府は、昭和54（1979）年から、学校が夏休みに入る毎年7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」として定め、幅広い関係府省の参加と関係団体の協力・協賛を得て、国民の非行防止意識の高揚、非行など問題行動への対応の強化を図っている（第2-5-4図）。平成25（2013）年度は、次の事項を重点課題とした。

- ・インターネット利用に係る非行及び犯罪被

#### 第2-5-4図 青少年の非行・被害防止全国強調月間



(出典) 内閣府ホームページ (<http://www8.cao.go.jp/youth/ikusei/hikokyo.html>)

225 受賞者やその活動内容は内閣府ホームページ (<http://www8.cao.go.jp/youth/ikusei.htm>) を参照。

## 害防止対策の推進

- ・有害環境への適切な対応
- ・薬物乱用対策の推進
- ・不良行為及び初発型非行（犯罪）の防止
- ・再非行（犯罪）の防止
- ・いじめ・暴力行為などの問題行動への対応
- ・青少年の福祉を害する犯罪被害の防止

警察庁は、平成25年7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に合わせ、「目で見える非行防止運動」として、非行防止を訴えるポスター約7万枚を作成して全国各地に掲示した。また、全国の主要なプロ野球場とプロサッカー競技場に対し、試合開催時の電光掲示板などを活用した広報への協力を依頼した。

## エ 児童虐待防止推進月間（厚生労働省、内閣府）

厚生労働省は、内閣府と共に、平成16（2004）年から、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図っている（第2-5-5図）。月間中、関係府省や地方公共団体、関係団体と連携した集中的な広報啓発活動を実施している。平成25（2013）年度は、月間標語の公募・決定、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」の開催（11月16日・大分県別府市）、広報用ポスター、リーフレットや、児童相談所全国共通ダイヤル紹介しおりの作成・配布、政府広報を活用した各種媒体（ラジオ、新聞など）により、広報啓発を実施した。また、児童虐待防止の啓発を図ることを目的に民間団体（特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワーク）が中心となって実施している「オレンジリボン運動」を後援している<sup>226</sup>。

## 第2-5-5図 児童虐待防止月間



（出典）厚生労働省資料

## オ “社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～（法務省）

法務省は、犯罪や非行のない明るい社会を実現するため、昭和26（1951）年から、“社会を明るくする運動”<sup>227</sup>（第2-5-6図）を主唱し、毎年7月を強調月間として、全国各地で世論の啓発、社会環境の改善、犯罪の予防を目的とする地域住民の活動の促進などに努めている。この運動の実施に当たっては、保護司会、更生保護女性会、BBS会をはじめとする民間協力組織や地方自治体をはじめとする関係機関・団体の約3万団体の協力を得て、地域における更生保護への理解促進と犯罪予防のための広報啓発活動の強化に努めている。月間中は、全国各地で、非行防止活動、子育て相談活動、地域で非行問題や非行に陥った少年の立ち直し支援を話し合うシンポジウム、ミニ集会活動、各種広報活動のほか、ワークショップ、親子触れ合い行事といった子どもの主体的参加を得た行事が積極的に実施されている。平成25（2013）年の本運動（第63回）では、「立ち直りを支える取組についての協力の拡大」「就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取組の推進」を重点事項として、全国各地で各種行事が行われ、引き続き映画とのタイアップポスターも作成した。また、次代を担う小中学生を対象に、平成5（1993）年の第43回から実施している「“社会を明るくする運動”作文コンテ

226 「オレンジリボン運動」の一環として、平成25（2013）年度は全国113校の大学などが「学生によるオレンジリボン運動」を実施した。各学校では、学生が主体となり、近い将来親になる10代～20代の若者などに向けた広報啓発活動が行われた。

227 [http://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo\\_hogo06.html](http://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo_hogo06.html)

スト」では、小中学校合わせて8,986校から約28万点もの応募があった。

#### カ 人権に関する啓発活動（法務省）

法務省は、人権擁護機関において、年間を通じて全国各地で、児童虐待やいじめ、児童の権利に関する条約、子どもの人権に関する講演会、シンポジウム、座談会などの開催、各種啓発冊子の配布などの様々な啓発広報活動を実施している。また、毎年「子どもの人権を守ろう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、12月4日から10日までの人権週間を中心に、啓発広報活動を実施している。このほか、小学生や中学生を対象とした以下の啓発活動を行った。

- ・主に小学生を対象とした啓発活動として、昭和57（1982）年から、「人権の花運動」を実施している。この運動は、子どもが協力して花の種子などを育てることを通じ、優しさと思いやりの心を体得することなどを目的としたもので、平成25（2013）年度は、小学校を中心に3,845団体からの参加があった。併せて、子どもに「いじめ」などについて考えてもらうための「人権教室」も開催しており、平成25年度は650,493人の参加があった。
- ・中学生を対象とした啓発活動として、昭和56（1981）年から、「全国中学生人権作文コンテスト」を実施している。この事業は、中学生が作文を書くことを通じて、人権尊重の重要性、必要性について理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身に付けることを目的としている。平成25年度に開催された第33回大会には、全国の中学校の約60%に当たる6,930校から、941,146編もの多数の作品の応募があった。

#### キ 国民運動としての「食育」の推進（内閣府）

内閣府は、毎年6月を「食育月間」と定め、全国的に、各種広報媒体や行事などを通じた広報啓発活動を重点的に実施するとともに、毎月19日を「食育の日」と定め、食育推進運動を継続的に展開し、地方自治体、関係団体などによる食育の促進を図っている。平成25（2013）年度の食育月間では、食を通じたコミュニケーション、バランスの取れた食事、望ましい生活リズム、食を大切にする気持ち及び食の安全の5つを重点事項として定めるとともに、全国規模の中核的な行事として、広島県などとの共催により「第8回食育推進全国大会」を開催し（平成25年6月）、約27,400人の来場を得た。平成26（2014）年度の食育月間では、長野県との共催により、「第9回食育推進全国大会」を開催する予定である。また、若い世代の食生活の改善に尽力したボランティアを対象として「食育推進ボランティア表彰」を実施している。平成25年度は、10の優秀事例を内閣府特命担当大臣から表彰した。

#### (2) 子どもや若者向けの情報提供（各省庁）

各府省は、キッズページなどを活用し、各種の情報が子どもや若者に届きやすく、かつ、わかりやすいものとなるよう努めている。電子政府の総合窓口イーガブでは、「子供向けページ集」として、各府省のキッズページなどのリンク集を公開している<sup>228</sup>。

#### 第2-5-6図 社会を明るくする運動



(出典) 法務省ホームページ ([http://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo\\_hogo06.html](http://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo_hogo06.html))

228 <http://www.e-gov.go.jp/link/kids/index.html>